

# 新斎場「佐久平斎場」の利用について

住民係

## 24時間365日火葬の仮予約ができます

佐久平斎場では、火葬予約受付システムを導入します。24時間365日火葬の仮予約が可能となります。なお、仮予約は、佐久広域連合が指定した葬祭業者及び霊柩業者が行いますので、依頼する葬祭業者等にご相談ください。葬祭業者等を介さない場合は、市町村役場窓口で予約をしてください。

※佐久平斎場への電話による直接の予約はできません。(ペット火葬を除く)

### 仮予約後は市町村役場窓口で手続きが必要です

仮予約後は今までどおり、市町村役場窓口での斎場・霊柩車使用許可申請の手続きを行います。必ず死亡届、埋火葬許可申請と併せ、本予約の手続きをしてください。

### 使用料の支払いは火葬当日、佐久平斎場で

斎場及び霊柩車使用料等の各種使用料は、火葬当日に佐久平斎場受付窓口において、現金にてお支払いください。ペット火葬についても同様です。

現行

- ◆市町村役場窓口において、火葬場及び霊柩車使用許可申請の手続き。
- 事前に市町村役場窓口において、火葬場及び霊柩車使用料を現金にて支払う。



4月～

- ◆火葬予約受付システムにより24時間365日、火葬の仮予約が可能に。仮予約後は市町村役場窓口において本予約の手続きをする。
- 火葬当日、佐久平斎場受付窓口において斎場及び霊柩車使用料を現金にて支払う。

# 国民年金のお知らせ

住民係

## こんなときは必ず届出を！

届出を忘れると、将来、年金が受給できない場合や、受給額が減額される場合もありますのでご注意ください。

こんなとき	届出に必要なもの	届出先
会社を退職したとき	○印鑑 ○年金手帳 ○退職年月日の証明書	役場 町民課 住民係
配偶者の扶養からはずれたとき	○印鑑 ○年金手帳 ○資格喪失日の証明書	
20歳になったとき	○印鑑 ○国民年金被保険者 資格取得届書	
学生で収入が少ないとき (学生納付特例の申請)	○印鑑 ○学生証または在学証明書	
所得の減少により保険料の減免等を受けたいとき	○印鑑	
年金手帳を紛失したとき	○印鑑	
結婚・退職等により配偶者の扶養になるとき		配偶者の勤務先
配偶者が会社を変わったとき (扶養になっている場合)		配偶者の新しい勤務先

## 国民年金保険料についてのご案内

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は月額「16,260円」です。保険料の納付は便利でお得な口座振替・前納がおすすめです。

住民係

**就職・転勤・入学等に  
伴う住所の異動に  
ついて**

地元を離れ大学等への進学や就職をする方は引越し前後の市区町村の窓口で正確な住所変更の届出を行っていただく必要があります。

住民票の異動の届出(転出届・転入届・転居届等)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

すべての住民の方に送付している「マイナンバー通知カード」や、身分証明書となる「マイナンバーカード」、また、「住民基本台帳カード」については、これらに記載されている住所を最新のものにしておく必要があります。

役場では毎週月曜日(当日が休日の場合は翌日)時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。

お問合せ先  
役場 町民課 住民係